

報道発表資料

令和4年4月14日  
独立行政法人国民生活センター

**SNSでPRをすれば商品代金やサービス利用料が無料になる？！**  
- 「キャッシュバックで実質無料」「自己負担なし」などの勧誘に注意-

SNSの投稿で商品やサービスをPRすれば、後からキャッシュバックを受けることができ、一切の負担なくそれらを利用できるなどと勧誘して商品等の契約をさせる手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。

相談事例をみると、「商品等をPRしているのにキャッシュバックが振り込まれない」「費用はかからないと聞いていたのに、後から請求を受けた」など、勧誘時の説明とは異なり、商品代金やサービス利用料等が消費者の負担となり、トラブルになっています。

そこで、トラブルの未然・拡大防止のために、消費者に向けて注意喚起を行います。

図 トラブルのイメージ図（一例）

- ① SNSのダイレクトメールで勧誘される      ② キャッシュバック等の説明を受け、消費者の名義で商品等を契約する



- ③ 商品等を受け取り、SNSの投稿でPRをする



- ④ キャッシュバックが振り込まれない 事前に聞いていない費用が発生



## 1. 相談事例（（ ）内は受付年月、契約当事者の属性）

**【事例1】モバイルWi-Fiとタブレット端末をPRすれば、実質無料で利用できる」と勧誘されたが、キャッシュバックが一度も振り込まれない**

昨年の秋頃、私の画像専用SNSのアカウントに、「モバイルWi-Fiが無料で使えるモニターに興味があれば、無料通話アプリで連絡してほしい」とのダイレクトメールがA社から届いた。ちょうどモバイルWi-Fiを使いたいと思っていたので、無料通話アプリのアカウントを追加登録すると、担当者からURL付きのメッセージが届いた。B社のモバイルWi-Fiとタブレット端末を契約して使い、SNSでPRすれば、A社からそれらの月額利用料金がキャッシュバックされるため、実質無料になるとのことだった。A社の担当者から引き続き説明を受け、添付のURLから開いたサイト内でクレジットカード情報の入力等をした。その後Wi-Fiルーターやタブレット端末が届き、クレジットカードから11月に約1万2,000円、12月に約8,000円が引き落とされた。しかし、商品をPRしているのに、A社からのキャッシュバックが一度も振り込まれない。無料通話アプリで問い合わせしてみたが明確な回答をもらえない。どうしたらよいか。

(2022年1月受付 20歳代 男性)

**【事例2】スマートスピーカーのPRを依頼され、料金の負担はないと聞いていたが、商品が届かないまま利用料金がクレジットカードで決済された**

画像専用SNSに「このSNS上で商品を宣伝するだけで報酬が得られる」とダイレクトメールが届いた。電話で話をしたいとのことで電話番号を教えると、後日相手から電話があり、「スマートスピーカーを送るので、一度でいいから投稿で商品を宣伝してほしい。スマートスピーカーの利用にはWi-Fiの契約が必要だが、それらの月々の利用料金はこちらが負担する」と言われた。それならやってみようと思い、相手から届いたメールでのやりとりで契約した。その際、手続きに必要と言われてクレジットカード番号を登録した。その後、商品は未だに届いていないが、スマートスピーカー等の契約先事業者名で月々の利用料金がクレジットカード決済されている。聞いていた話と違うので解約し、返金を求めたい。

(2021年11月受付 30歳代 女性)

**【事例3】PRすれば無料で受講できるオンライン講座で、別途商品の購入が条件になっていた**

2か月前、SNSで知り合った人から、その人が主催するピラティスのオンライン講座の受講を勧められた。「講座はオンライン開催で期間は3か月間、料金は約26万円だが、SNSでこの講座をPRしてくれれば無料にする」と言われて了承した。しかし受講すると、ピラティスに合わせたファスティング（断食）用に、ネットワークビジネスの商品を購入することが条件であるとわかった。また、事前に聞いていた説明とカリキュラムの内容が異なっていたり、講師が何度も遅刻をする。契約書面等は受け取っていない。解約を申し出ると違約金を請求されるのではないかと心配だ。今後どうしたらいいか。

(2021年10月受付 30歳代 女性)

## 2. アドバイス

(1) 「キャッシュバックで実質無料」「自己負担なし」などと言われても安易に契約しないようにしましょう

PRする商品やサービスが最初から無償で提供されず、キャッシュバックを前提にまずは消費者の名義で契約するよう指示されています。また、費用の負担はないと言われていても後から請求されたり、別の商品等の購入を勧められたりすることもあります。無料で利用できるお得な話としてSNSのメッセージ等で勧誘されても、安易に契約せず、慎重に判断してください。

(2) 商品やサービスによっては違約金や端末代金の残債等解約にかかる費用が大きくなります

勧誘時に提示されたキャッシュバックが入金されず、一時的に負担するつもりで購入した金額がそのまま残ってしまったり、月額利用料金の支払いだけが続くトラブルが目立ちます。また、支払いを続けることが難しくなり解約を申し出ると、契約期間に定めがあるなどの場合に、違約金を請求されることがあります。

なお、Wi-Fiのルーターやタブレット端末等を割賦で購入している場合は、解約時に残債を一括で請求されることがあります。請求金額を支払わないまましていると、信用機関に事故情報として登録されてしまう恐れがあり、登録されると、新たなクレジットカードの申込みや各種ローンの審査が通らなくなるなどの影響があります。

(3) 不安に思った場合やトラブルになった場合はすぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう

\*消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

## 3. 情報提供先

- ・消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会事務局（法人番号 2000012010019）

国民生活センター公式LINEアカウントでも、さまざまな消費者トラブルの情報を発信しています。

